

函館市病院局職員健康判定審査会設置要綱

(設置)

第1条 心身の故障により長期にわたり休務している職員の病状および回復の程度について調査審議するため、病院局に函館市病院局職員健康判定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の依頼に基づき、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 函館市病院局職員試験就労実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第2項の規定による試験就労の実施の可否に関する事。
- (2) 実施要綱第5条第2項の規定による試験就労を実施している職員の病状および回復の程度に関する事。
- (3) 実施要綱第6条第2項の規定による試験就労の延長の可否に関する事。
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 審査会は、前項に規定する事項に関し管理者に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 審査会に委員長および副委員長を置き、委員長は函館市病院局職員安全衛生管理規程（平成18年函館市病院局規程第16号。以下「規程」という。）第5条の2に規定する総括安全衛生管理者の職にある者を、副委員長は管理部庶務課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、書面の提出により意見が確認できる者については、会議に出席したものとみなす。

4 審査会の会議の議事は、出席した委員全員の一致により決する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、管理部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

【委員長】 函館病院事務局長（総括安全衛生管理者）

【副委員長】 管理部庶務課長

【委員】 函館病院の産業医 1名

函館病院の衛生管理者 1名

函館病院看護局副看護局長 1名

審査対象の職員の所属長が指名する者